

令和5年度 松阪市流水プール監視管理等業務委託仕様書

この仕様書は、松阪市流水プール（以下「流水プール」という。）の流水プール、幼児用プールの管理運営業務等を示すものである。この仕様書に示されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で流水プールの運営、管理上必要と認められる業務については、委託金額の範囲内で実施するものとする。

1. 委託する業務の履行場所及び履行期間

履行場所 松阪市流水プール（松阪市立野町1370番地）
履行期間 契約締結日から令和5年9月5日まで

2. 一般的事項

- (1) 警備業法に基づき、都道府県公安委員会から警備業者としての認定を受けていることとし、入札参加申請時に、警備業法の認定を証する書類（写）を提出すること。また、業務の遂行にあたっては、文部科学省・国土交通省の「プールの安全標準指針」及び警備業法を遵守して業務を行うこと。
- (2) 勤務をする日および時間等は、特別な指示のない限り別紙1のとおりとする。
- (3) 業務実施計画書（勤務時間の割振り、勤務体制等）を6月23日までに松阪市（以下「甲」という）に提出し承認を受けること。
- (4) 1日の業務が終了したときは、指定された記録類を作成し、後日甲に提出し確認を得ること。
- (5) 受託者の派遣する従事者の資格および人員数は別紙2のとおりとする。
- (6) 従事者は、統一した制服・名札等を着用するものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (7) 従事者の交代は、勤務内容に合わせて必要な人員を確保するとともに、交代時業務に支障をきたさないようにすること。
- (8) 従事者は各自に与えられた業務内容を完全に理解し遂行するよう、必要な教育訓練を受けたものとする。特に利用者の救護に関する研修は、消防署等の関係機関に依頼して隨時行うこと。
- (9) 天候の急変等、利用者の安全を確保することが困難な場合、一般公開時間内であっても公開を中止することができる。
- (10) 業務の実施にあたり甲と常に連絡を保ち、甲の指示に従うこと。

3. 監視および清掃

- (1) 監視および清掃の範囲

日常の監視および清掃は、特別の指示がない限り次のとおりとする。

- 流水プール、幼児用プール、滑り台、各プールサイド
- 洗眼コーナー、シャワーコーナー（通路、消毒槽を含む）
- 更衣室（便所、ロッカー、脱衣所）
- 監視員控室、受付事務所、同廊下および通路
- 器具庫、機械室
- 各種ベンチ並びにプールに付隨する施設 各休憩所
- 流水プール駐車場の整理、駐輪場の整理

（2）監視業務の内容

- 監視員は、流水プール利用者に対し関係法令および注意事項等を遵守させることとともに、利用者が安全に楽しめるよう運営管理に努めること。
- 監視にあたっては、人命尊重を最優先とすること。
- 自己の体調を整えて、何時でも入水可能な状態に整えておくこと。
- 設置されている救急用具および救命具を常に整備しておくこと。
- 人工呼吸等は、各人がよく訓練しておくこと。

（3）プール水質管理およびろ過設備の運転管理業務について

遊泳に適した水質の維持のために定時にプール水の測定を行い、適時に消毒薬品等の投入を行う。また、プールろ過設備の起動から停止までの運転管理を行い、必要に応じてろ過機の調整、プールの水の入れ替えを行う。

（4）監視体制

別紙3のとおり所定の人員を配置する。

（5）溺没者を発見した時の措置

- ①大声で周知し、直ちに救助にあたるとともに、管理責任者及び甲に連絡すること。
- ②溺没者を引き上げたら、保温するとともに人工呼吸及び救護法等の応急処置を行い、消防救助隊または医師へ引き渡すまで必要な救助活動を続けること。
- ③プールを閉鎖し、群集の整理にあたること。

（6）負傷者または気分が悪くなった者の処置

管理責任者に連絡し、必要な応急処置をするとともに甲に連絡すること。

（7）利用者の対応

受託者の従事者は、業務場所が一般市民を対象とする公共施設であることを十分認識し、誠実かつ公平な態度で利用者に接すること。

（8）計測および検査

- ①定められた時間に次の計測および検査を行い記録すること。
 - 残留塩素の測定検査
 - 水素イオン濃度（PH）の測定検査
 - 水温、外気温度、湿度の測定

○水道・電気使用量の検針

○その他プールの管理上、甲の指示する項目

②営業期間前及び営業期間中に次の水質検査を実施すること。

検査項目	数量	検水場所数
プール水 6 項目 (一般細菌、大腸菌群、有機物、PH、濁度、遊離残留塩素)	2 プール	1 プール 1ヶ所
トリハロメタン 5 項目 (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム)	2 プール	1 プール 1ヶ所

* プール…流水・幼児用

(9) その他

○定時および臨時の場内放送を行うこと

○身体障害者の介助を行うこと

○その他、甲が必要と認める事項

4. 窓口業務管理について

(1) 流水プール受付窓口（使用料徴収事務を含む）

○窓口業務とは、主として窓口での入場者の対応、料金徴収

（※ 料金徴収に必要な事務用品・つり銭準備金は、甲に於いて準備する。）

○業務日報の作成、利用者の集計

(2) その他の業務

○開場閉場準備等プールの管理運営に必要な業務

○紛失物、忘れ物の対応

○悪天候時（台風・雷）での対応

○コインロッカーの鍵故障と紛失の対応

○溺没者およびけが人への対応

○その他利用者からの苦情等対応

○盗難等の事故防止のための不定期巡回

5. 清掃業務の内容

(1) オープン前の清掃

○開設に伴う、施設内の清掃業務

(2) 日常清掃

○プール内の浮遊物および水底の沈殿物の除去をする。

○プールサイドはブラシまたはポリッシャー等で清掃し、水切りを行うものとする。

- 消毒槽は毎日清掃し給水すること。
- 便所は毎日水洗いを行うこと。また、随時点検をして汚れがあれば、その都度清掃を実施するとともに、トイレットペーパーの補充をすること。
- プールサイドのベンチ等は雑巾等で清掃すること。
- その他利用者が日常使用する箇所の清掃は、建築仕上げ材、設備の状況に適した方法により行うものとする。
- 施設内の備品等は常に整理整頓するとともにゴミ収集を行い美化に努めること。

6. 機械設備の運転、保守管理業務

この業務は、甲の指示に従い誠実に実施するとともに事故による損失を未然に防止し、設備の保全と経費の節減を図り、適正な運転、確実な保守点検を行い業務に支障をきたさないよう努めるものとする。

- (1) この業務の対象となる機械、器具、設備等はプール設備の電気、給排水、衛生、水処理設備、その他プール運営上必要な関連機器一式とする。
- (2) 設備機器の軽微な補修、修理等は受託者が行うこと。なお、部品等の交換に要する経費については、甲が負担する。
- (3) 上記の設備に関して非常時（火災、停電、断水および事故等）は適切な処理を行うこと。
- (4) プールの衛生基準については、三重県水浴場指導要領に準じて実施すること。なお、これに要するプール用薬品等は原則として受託者の負担とする。
- (5) その他の機器管理については、甲と十分連絡を取り業務に支障のないよう実施すること。

7. 管理責任者の業務について

- (1) 管理責任者は、委託業務の総括を行うものとする。
- (2) 管理責任者は、利用者の数、天候を考慮して、最良の配置体制を計画する。
- (3) 管理責任者は、プールの水質管理および運転管理について、責任をもって行わなければならない。
- (4) 管理責任者は、忘れ物の保管、利用者からの盗難・紛失等の申し出については、責任をもって管理・報告し、処理については、甲の指示を受けるものとする。
- (5) 管理責任者は、毎日の業務について業務日誌を作成のうえ、甲に報告し確認を受けるものとする。

8. 医療業務

この業務は、負傷者、事故者に対し応急処置を行うとともに、必要に応じて医師・

救急車の手配等、救護のための万全の処置を行わなければならない。なお、処置した場合には、住所、氏名、年齢、電話番号を聞きとり、その状況と合わせて日誌に記入すること。

9. 損害賠償責任

- (1) 業務実施について生じた事故等の損害については、施設の瑕疵に起因する場合及び甲の責任に帰する理由による場合を除き一切受託者の責任とする。
- (2) 賠償責任の履行を確保するため、受託者は甲の指示する程度以上の損害賠償責任保険に加入すること
 - 人身の場合 1事故につき 300,000,000円
ただし対人1名 150,000,000円
 - 物損の場合 1事故につき 100,000,000円
- (3) 業務の遂行にあたり発生した受託従事者の災害について、受託者は法律で定められたすべての義務を負うものとする。

10. 守秘義務

業務に関して知り得た個人情報等は他人に漏らさないこと。

11. 必要経費の負担区分

業務遂行に要する施設・設備器具一式は無償で使用させるものとする。

- (1) 市が負担するもの
 - (ア) 光熱水費
 - (イ) 備品（ビーチパラソル含む）
- (2) 受託者において負担するもの
 - (ア) 従事者にかかる人件費、被服費
 - (イ) 消耗品（簡易修繕に係る経費含む）
 - (ウ) 清掃用品（プール清掃用ロボット含む）
 - (エ) 水質検査にかかる経費
 - (オ) AED 1台（小児対応用）

12. 支払方法

委託金額の支払いは、2回払いとする。

入札価格（税抜）に100分の110を乗じて得た金額を2等分した金額を1回分の支払額とし、支払額に端数が生じる場合は、初回支払に含める。

- (1) 初回の支払額の請求は7月末日とし、2回目の支払額の請求は業務が完了したときとする。

(2) 不慮の災害等によりプールが使用不能となったとき、その期間中の委託金額については、甲と協議して定めるものとする。

1 3 . その他

- ①受託者は、社員、パート、アルバイトの身分に関わらず、市の施設に従事する業務員として、公務員に準ずる身分であることを自覚し、常に品位を保ち、言動に注意し、利用者には明るく丁寧に応対すること。
- ②プールの管理は人命尊重を第一義とし、業務遂行にあたって何よりも優先すること。
- ③常に最悪の事態を想定し、救急救命法を各従事者は、よく学習・訓練すること。
- ④従事者は、日頃から自己の健康管理に気を配り、体調を整え、勤務に支障をきたさないよう心掛けること。
- ⑤監視業務については、業務マニュアルに基づき、安全で快適な施設づくりに努めること。
- ⑥避難経路及び誘導手順を熟知し、災害時等の緊急時に備えておくこと。
- ⑦業務時間中は、常に場内の美化に努め、場内に掲示している注意事項、案内等を熟知し、尋ねられた時に即答できる様にすること。
- ⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」等に沿って甲と協議し運用を実施すること。
- ⑨新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念されているため、今後の状況によっては事業の縮小、中止となる可能性があります。
- ⑩利用者の安全確保のため、ウイルス感染対策の追加指示をする可能性があります。
- ⑪新型コロナウイルス感染拡大の状況に伴い、業務の変更を行う必要が出た場合は、両者誠意をもって協議し、円滑にその解決にあたるものとします。
- ⑫甲が実施するイベントには、乙は積極的に協力することとする。
- ⑬作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において従事者から未払い等の申し出があり、発注者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。また必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。
- ⑭この仕様書について疑義が生じたとき、定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、甲と協議するものとします。

1 4 . 連絡先

松阪市教育委員会事務局スポーツ課 担当：山下 0598-53-4402

別紙1

仕様書 2. 一般的事項の（2）に定める勤務を要する日および時間等

一般公開期間及び 利 用 時 間	令和5年7月15日から8月31日まで 午前9時から午後5時まで
---------------------	------------------------------------

一般公開期間における勤務時間

・管理責任者	午前8時から午後5時30分まで
・監視業務員 ・監視業務補助員	午前8時から午後5時30分まで
・窓口業務責任者 ・窓口業務補助員	午前8時から午後5時30分まで
・清掃員の勤務時間	午前8時から午後5時までの間で4時間とする。

別紙2

仕様書 2. 一般的事項の（5）に定める従事者の資格および人員数

◎水質維持管理期間（開園前プール清掃後から8月31日まで）

水質維持管理期間における常勤者は管理責任者とする。

職種	資格条件等	人員数
管理責任者 (衛生管理者)	管理責任者は、機械運転等の知識があり、水質管理ができるとともに日本赤十字社が認定する水上安全法救助員若しくは、以下のようなこれに準じる資格を有する者とする。 ①日本赤十字社が認定する水上安全法指導員 ②(財)日本スポーツ施設協会が認定する水泳指導管理士 ③(社)日本スイミングクラブ協会が認定する安全水泳法資格取得者、アクアフィットネスインストラクター資格（上級含む）取得者 ④(財)日本水泳連盟が認定する公認スポーツ指導員資格取得者、基礎水泳指導員	1

※水質維持管理とは、水質の管理、水質管理に伴う機械操作に関する業務をいう。

◎一般公開期間

職種	資格条件等	人員数
管理責任者 (衛生管理者)	管理責任者は、機械運転等の知識があり、水質管理ができるとともに日本赤十字社が認定する水上安全法救助員若しくは、以下のようなこれに準じる資格を有する者とする。 ①日本赤十字社が認定する水上安全法指導員 ②(財)日本スポーツ施設協会が認定する水泳指導管理士 ③(社)日本スイミングクラブ協会が認定する安全水泳法資格取得者、アクアフィットネスインストラクター資格（上級含む）取得者 ④(財)日本水泳連盟が認定する公認スポーツ指導員資格取得者、基礎水泳指導員 業務遂行上の当プールにおける責任者であり、業務全般を統括し従事者の指揮監督をする者。また、機械設備の運転・保守管理業務を行う者	1 (常勤)
窓口業務責任者	年齢22歳以上の者で料金徴収等の事務経験があり、責任者にふさわしい者	1 (常勤)
窓口業務補助員	高校卒業程度の学識を有し、利用者に対する窓口対応ができる者とする。	1

監視業務員	監視業務にあたる者については、18歳以上で心身とも健全で各業務について相当の訓練を受けかつ臨機応変の措置ができる者とする。なお、関係機関での救急蘇生法の講習を受講すること。	1 (常勤)
監視業務補助員	監視業務に適した健康な者で、原則、大学生又は、これに準ずる年齢の者。女子更衣室の防犯業務がある為、女性を含む。	6人 以上
救護員	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置され、緊急救護訓練を受講している者	1

注) この表および別紙3の人数は、勤務を要する時間中、常に配置すべき人数を示すもので、交代要員について勤務内容に合わせて必要な人数を確保すること。

◎開場準備期間および閉場片付け期間

プールが開場できるよう施設の清掃・点検を行う。また、期間終了後の後片付けを行う。

別紙3

松阪市流水プールの監視体制

区分	7月15日から8月31日まで	
	平日	土・日・祝祭日
流水プール	3人	5人
幼児用プール	3人	4人
合計	6人	9人

注1) この表に示す監視員人数は、別紙2の監視業務員（常駐者）を含むものとし、他の監視業務補助員をもって当てるものとする。

注2) この表は施設内における監視員の標準的な配置を示すもので、各プール等の利用状況をもって臨機応変に対処すること。また、8月11日から17までの間は特に混雑が予想されるので適切に対応すること。

注3) 従事者の住所、氏名、年齢、性別を記入した名簿をプール管理業務開始までに甲に提出すること。